

すぐに対応しないと間に合わない!

参加
無料

時間外労働上限規制と同一労働同一賃金 で求められる企業の対応とは?

主催：(一社)板橋産業連合会

2020年4月には、中小企業に対して時間外労働の上限規制、2021年4月には正社員と非正規社員について給与・手当・賞与・特別休暇等の待遇の違いについて企業に説明責任が課されます。「不合理な待遇差」があれば、裁判や労働局のあっせんで差額を請求されることがあります。

また、給与制度の変更による人件費のシミュレーション(経営に与える影響が大きいため)、特別休暇等の見直しで就業規則の改定、待遇説明のための書式の準備等、施行に向けて早めに準備しておかなければ、間に合わない恐れがあります。そこで今回のセミナーでは労働時間管理のポイントや「不合理ではない」待遇の考え方を含め働き方改革全般の具体的な対応について解説します。

日時 令和2年3月10日(火)
13:30~17:00(予定)

会場 板橋産連会館3階 板橋区仲宿54-10

定員 60名(先着順) 会員非会員は問いません

内 容

- 働き方改革法改正の全体像
- 時間外労働の上限規制と労務管理の実務ポイント
 - 時間外労働の上限規制の内容の整理
 - 労務管理に注意が必要な時間とは
 - 新36協定の作成で労務管理をできるだけ複雑にしないためのポイント
- 同一労働同一賃金
 - 改正のポイント
 - 均等待遇と均衡待遇の違いと不合理な待遇差としない落としどころ
 - ガイドラインのポイント整理
 - 説明責任義務への対応準備



講師紹介

ほうじょう たかえ
北條 孝枝氏

株式会社ブレインコンサルティングオフィス

- ・社会保険労務士
- ・メンタルヘルス法務主任者
- ・情報セキュリティマネジメント試験合格者



会計事務所で長年に渡り、給与計算・年末調整業務に従事。また、社会保険労務士として数多くの企業の労務管理に携わる。情報セキュリティについての造詣も深く、近年は実務担当者の目線で、企業のマイナンバー制度や個人情報保護法対応の社内整備や運用の最適化・業務効率化について取り組むとともに、実務に即したマイナンバーや改正個人情報、働き方改革などの企業対応に関する講演も多数行っている。

申込

下記記載欄をご記入の上FAXもしくはE-mailでお申込みください。

問合せ先：(一社)板橋産業連合会 03-3962-0131

FAX：3962-0133

e-mail：mail@itabashisanren.org

貴社名		参加者氏名	
住所		電話番号	